

# 一般社団法人日本くすりと糖尿病学会 会員規程

## 第1章 総則

### (総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本くすりと糖尿病学会定款（以下「定款」という）第34条に基づき、会員制度について定める。

### (会員の種別)

第2条 当法人の会員の種別は、定款第17条に定める通り、正会員、特別会員、賛助会員で構成する。

### (資格要件)

第3条 会員資格要件は、次のとおりとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、年会費を納入した個人。

(2) 特別会員 医療医薬などの学術において発展に功績があった者、若しくは当法人で功績のあった者で、理事会で推薦・承認された個人。

(3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助するために、所定の入会手続きを行い、理事会で承認され、賛助会員年会費を納入した個人・企業又は団体。

### (入会申込)

第4条 入会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、本事務局に申し込むものとする。

2 入会に特段の不具合が認められず、理事において異議がない場合は、理事会をまたずに入会を一時的に認めたものとする。

3 前項において理事会にて入会が不許可となった場合には、入会を取り消し、支払済の会費は手数料を差し引いた分を返却する。

4 本規程第12条第1項(2)に該当するものは、会員資格喪失後2年間（理事会承認日より2年間）は再入会を認めない。

### (入会金・会費)

第5条 当法人の会員は、以下の通り会費を納めなければならない。

(1) 正会員      年会費                      8,000円      入会金      なし

(2) 賛助会員      年会費（一口）      50,000円      入会金      なし

2 当法人の会費は年会費制とし、原則として、当法人の請求に基づき前納一括納付するものとする。

3 当法人の2012年12月期の会費については、入会時に払い込むこととする。

4 特別会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

(臨時会費)

第6条 本会の運営に必要があるときには、総会の議決を得て、臨時会費を徴収することができる。

(会費等の返還)

第7条 本会は、定款第17条第4項の規定されている退会や除名などの会員資格の喪失に際し、既に納付された会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

2 本規程第4条第3項は前項の例外とする。

(会員資格の取得)

第8条 入会手続きを経たものは、年会費の納入が確認された後、会員として登録される。入会日は登録日とする。

2 特別会員に関しては理事会で承認された日を登録日とする。

(有効期間)

第9条 本規程に基づく会員契約期間は、本規程第8条で定めた登録日から納めた年会費の決算期間の期末までとする。

(変更の届け出)

第10条 会員は、その名称、住所、連絡先等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 会員が本規程第10条第1項の変更申込を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を負わないものとする。

(退会)

第11条 退会を希望するものは、当法人指定の入会申込書に必要事項を記入し、当事務局に申し込むことで、退会することができる。ただし、未払いの会費等がある場合には、会員は、退会後の当法人に対する未払い分の支払いを免れないものとする。

(会員資格の喪失)

第12条 会員は、次の場合には会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届け出をしたとき。
- (2) 年会費もしくは当法人が定める会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。
- (3) 除名となったとき。

(除名)

第13条 会員は、定款第7条第2項に示されたとおり除名となった場合には、再度会員になることはできないものとする。

(サービスの利用)

第14条 会員は、本法人の提供する以下のサービスを利用することができる

- (1) 学術集会やセミナー等の当法人のイベントへの参加
- (2) 業界関連情報の提供
- (3) 当法人の提供するサービスの会員価格での参加
- (4) 当法人からの有料配布物の会員価格での購入
- (5) 当法人が提供するその他優待資格や特典の享受

(著作権)

第15条 本規程第13条のサービスによって提供される情報の著作権は本法人に帰属する。

(情報の二次使用权)

第16条 本規程第13条のサービスによって提供される情報は、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(補足)

第17条 本規程に定めがなく、実施上補足を要する事項については、その都度理事会の定めるところによる。

(付則)

- 1 本規程は2012年2月17日から施行する。
- 2 当法人の初年度の年会費に関しては本規程第5条第2項の例外として、本規程第5条第3項の通り、2012年12月期の決算期中に請求するものとする。
- 3 本規程は 2022 年 10 月 3 日から改定施行する。